

「非常事態（安全保障を含む）」と憲法」

日米安全保障条約が成立して五十年以上が経過した。この条約の影響下において日本はアメリカの核の傘の下、戦後復興を成し遂げて国の安全についてはアメリカ主導に任せていた嫌いもある。旧ソ連という明確な仮想敵国が存在していた冷戦構造においては、圧倒的な軍事力のアメリカに庇護されなければならなかったのは致し方なかったとは言え、日本の国防の指針というものが脆弱であったと言わざるを得ない。しかし、旧ソ連が崩壊し新たな時代が到来した。それが二年前に起こった9・11ショックに象徴するテロとの戦いである。今までの国と国との戦いであれば予想がつける範囲内で国防政策に取り掛かれればよかったのだが、テロとの戦いとなると、そう容易ではない。相手はグループ組織であり、しかも地下に潜って密かに、無差別に攻撃を加える厄介な敵である。これらとの戦い

となると、さしものアメリカ軍でさえ、手をこまねく有様である。そうなるに我が国においてもテロとの戦いは必須である。日米安保に頼り切った今までの国防政策ではなく、憲法改正を含んだ大掛かりな改革を断行しなければならぬ。何のために自衛隊は存在しているのか。彼らの任務は災害対策や、国連のP K O 派遣部隊ではなく、我が国を護らなければならぬ存在である。しかし不幸なこと、に彼らの存在は、日本国憲法第九条により、その活動の制限を受けてしまっている。これではいざ大都市でテロが起こったとしても、即時派遣が出来ないではないか。だから私は憲法第九条の改正を含む思い切った改革をこの憲法調査会に求めたい。日本国憲法が施行されてから五十数年の月日が流れて時代の変化や、世界情勢の変動があったが、こと憲法に関して、議論すらあまりなされなままだった、この機を境に大いに改憲論を語るべきではないか。